イ　契約保証金　納付。(保管金の取扱店　日本銀行熊本支店)

納付額は請負代金額の10分の３以上

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行熊本支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　九州農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更は認められない。

⑹　手続における交渉の有無　無。

⑺　契約書作成の要否　要。

⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無。

⑼　契約締結後のＶＥ提案

ア　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。

イ　ＶＥ提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

ウ　発注者がＶＥ提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

⑽　技術提案のヒアリングの有無　無。

⑾　開札後、施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⑿　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑵に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４の⑶により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒀　低入札価格調査を受けた者との契約については、別冊　工事請負契約書（案）第35条第１項中「10分の４」を「10分の２」とし、第６項、第７項及び第８項もこれに準じて割合を変更する。

⒁　違約金　違約金については別冊　工事請負契約書（案）による。

⒂　電子入札について

ア　手続当初から、電子入札システムによりがたい場合は、事前に発注者の承諾を得て従来の紙入札方式で行うことができる。(農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式１に記載の上提出すること。)

イ　電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則としてできないが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができる。(農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式３に記載の上提出すること。なお、提出は上記４の⑴宛てとする。)

ウ　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更することがある。

⒃　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

ア　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

イ　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

ウ　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

エ　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

オ　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

カ　公表前における発注予定に関する情報聴取

キ　公表前における入札参加者に関する情報聴取

ク　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⒄　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OGATA Kazuyuki, Director General of Kyushu Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Nanri line (Kogomori No. 4 cnstruction area) waterway repair work, Chikugo river down stream right bank agricultural land disaster prevention project

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 30 P.M. May 18th, 2026

⑸　Time limit for the submission of tenders : 12 : 00 P.M. June 18th, 2026

⑹　Contact point for tender documentation : TSUTSUMI Yusuke, Technological Review Section, Design Division, Rural Development Department, Kyushu Regional Agricultural Administration Office, Kasuga 2―10―1, Nishi-ku Kumamoto City, Kumamoto Prefecture 860―8527 Japan. TEL 096―211―9111 ex. 4749.

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年４月22日

支出負担行為担当官

国土交通省物流・自動車局長　石原　　大

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量　登録車及び軽自動車の検査・登録に係る自動車重量税・手数料のキャッシュレス決済による納付代行業務　一式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年５月12日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－３　国土交通省物流・自動車局自動車情報課　菅　　智貴　電話03―5253―8111　内線42119

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和８年４月22日から令和８年５月12日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be purchased : Cashless Payment Agency Services for the Collection of Automobile Weight Tax and Fees Related to the Inspection and Registration of Registered Vehicles and Light Motor Vehicles, 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00, 12, May 2026

⑷　Contact point for the notice : KAN Tomoki, Registration and Information Division, Logistics and Road Transport Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki, Chiyodaku, Tokyo 100―8918, Japan TEL 03―5253―8111 Ex. 42119